

1. 行政評価局調査の意義

総務省が実施する行政評価局調査は、行政の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼確保など行政運営の改善のために行われるものである。調査には、①複数府省にまたがる政策や府省に共通する制度や手法を活用する政策を横断的に評価する「統一性・総合性確保評価」と、②対象を特定の政策に限定せずに各府省の業務の実施状況をチェックする「行政評価・監視」という二つがあり、そのいずれが適当であるかは対象テーマに応じて判断がなされている。

政策評価審議会（以下「当審議会」という。）としては、こうした行政評価局調査には以下に述べるような点に特色や意義があると考ええる。すなわち、各府省が自ら評価し、改善するマネジメントサイクルと共通する部分もあるが、行政評価局調査は、政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場からしがらみなく、また、一府省内だけでなく、府省全体を俯瞰し横断的な観点からチェックを行うという点がその独自の強みであると言える。加えて、管区行政評価局・行政評価事務所等全国に配置された調査スタッフを動員し、政策や業務の実施状況について直接実地の調査を行う点もまた行政評価局調査の強みである。こういった強みのある取組により、課題・問題点を把握・提起することや、その課題・問題点を実証的に分析した結果に基づき対象府省に対して行政の制度・運営の改善方を勧告という形で提示することを可能としている。

それゆえ、複数府省が関係しており一府省では十分に評価が行えない、受益者意見が公共サービスに十分に反映されていない、関係府省の施策・事業では対応できていない、霞が関で企画した政策が現場に浸透していないなどの行政課題があるといった事案において、総務省が調査結果に基づく具体的な改善方を提示することを当審議会は期待している。

2. 問題意識

1. の行政評価局調査の意義に照らし、調査の対象テーマは国の行政全体に渡り、調査の検討・実施に当たっては様々な課題・問題点に目を配ることが求められる。当審議会が調査テーマの選定に関する具体的な審議を進めていくに当たり行政評価局調査との関連において、我が国の行政が置かれている現状の認識・問題意識を以下に述べる。

第一に、時代の変化に伴う行政の対応に係る課題・問題点が挙げられる。経済社会環境の変化・科学技術等の進歩が大きい現代において、行政がその変化に適切に対応できていない状況が、一部に生じている。

第二に、国として重点的に推進している政策に係る課題・問題点がある。行政課題の複雑化・高度化により、府省横断的なものが多くなっている。こうした政策では、全体の基本方針を定める行政機関とその方針を受けて個別の施策・事業を実施する行政機関との連携関係など、政策の全体像の把握が難しくなっている。

第三に、多様化する公共サービス提供主体に係る課題・問題点がある。各府省や地方公共団体にとどまらず、NPOや民間企業なども公共サービスの提供主体の役割を担うなど、従来に比べその提供主体の多様化が進んでいる。その結果、行政機関のみを調査・評価の対象として狭く捉えていたのでは、国民目線での政策の全体像を把握することが難しくなっている。

第四に、複数の施策・事業分野に共通した政策視点の設定に係る課題・問題点がある。複数の施策・事業について、共通する行政上の特性に応じた横串を通して総合的に調査・評価することは非常に効果的であると考えられるが、一見、担当府省が異なり直接関連しない施策・事業同士であるため、その共通視点の設定と総合的分析が困難なことが多い。

当審議会は、これらの課題・問題点に対し、行政運営の実地的な改善につながる行政評価局調査がどのようにアプローチすべきかを議論してきた。

3. 中長期的なテーマ選定の考え方・視点

我が国の行政課題は多岐に渡る中、近年の行政評価局調査では、年間10～12程度のテーマが新たに提起されている。当審議会は、これまでの対象テーマは主として現下の課題への対応を念頭に総務省が選定してきたと認識している。しかし、テーマ選定に当たっての考え方が必ずしも明示されてきたとは言えず、対象テーマの選定理由や問題意識が不明確である、行政評価局調査の目指す方向性が不明である等の声もあったところである。当審議会としては、総務省が限られたリソースを十分に活用し、行政評価機能を的確かつ継続的に発揮していくために、これまできちんとした形で明示されて来なかったテーマ選定の基本的考え方、調査の意義や必要性が明確にされ、中長期的に一貫した考え方の下、テーマ選定を行うことが必要であるとする。

したがって、行政評価局調査の具体的なテーマ選定に当たっては、

- ・ 行政評価局調査のテーマに通底する問題意識・視点
- ・ 行政評価局調査の設計の際に複数のテーマで共通して取り上げるべき視点から検討されることが望ましく、当審議会としては、総務省がテーマ選定する際に拠って立つべき基本的考え方として、2. の問題意識に対応する形で、具体的に、

以下の四つの視点を提示するとともに、各視点において中長期（3～5年程度）的に焦点を当てる事項・分野を明らかにする。

【視点①：経済社会環境の変化に即した見直し】

時の経過に伴う技術の進歩や国民の関心・意識・行政に対する考え方の変化、人口構成の変化など経済社会環境の変化に即して、新たな行政ニーズが発生した、又は行政が果たすべき役割を終えたため、行政制度を運用する施策や事業の見直しが必要となっているものがあるのではないか。

当審議会としては、当面、受益者のニーズに応じた施策・事業の見直し、現行の施策・事業では対応できない課題への対応、技術進歩に伴う施策・事業の在り方の検証、制度創設から長期にわたって見直しが行われていない制度を運用する施策の検証などを念頭にテーマが検討されることが望ましいと考える。

【視点②：国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握】

国として重点的に取り組んでいる政策について、内閣の基本方針及び個々の施策・事業の双方をチェックすることで、関連する施策・事業の総合的な推進を阻害している課題・問題点を把握することができるのではないか。

当審議会としては、当面、経済成長への貢献、高齢社会への対応、子ども・子育て支援、女性活躍の推進、イノベーションの創出、防災対策、健康増進対策・疾病対策、消費者行政の在り方などの施策・事業を念頭にテーマが検討されることが望ましいと考える。

【視点③：公共サービス提供の多様化に対応した国民目線の課題把握】

NPOや民間企業等の新たな公共サービス提供主体に視点を強化した調査を実施することで、より国民目線からの政策課題把握が可能になるのではないか。例えば、様々なサービス提供主体間で、目指す目標が共有されていないために十分に効果が発揮されていない個々の施策・事業の効果を高めるため、政策目標を見直すというアプローチがあるのではないか。また、複数のサービス提供主体間で、重畳・競合している施策・事業を見直す、狭間の行政課題の対応策を講じるというアプローチもあるのではないか。

当審議会としては、上記アプローチをとる分野としては、行政機関以外の公共サービス主体が数多く生まれ、行政よりも先駆的な取組を行っている施策・事業分野や、行政だけではサービスを隅々まで行き渡らせることが困難な施策・事業分野などを念頭に検討されることが望ましいと考える。

【視点④：共通の政策視点を持った総合的なアプローチ】

複数の施策・事業分野に共通の視点として、公共サービスの受益者から見た

行政の共通性や、幅広い国民参加が必要な国家的事業との関係の共通性などに着目して、個別の施策・事業を順次取り上げつつ、総合的な評価を行うアプローチがあるのではないか。

当審議会としては、上記アプローチをとる分野としては、当面、申請手続・調達手続等の国民目線からの見直し、行政のICT化に伴う公共サービスの在り方の変化などを念頭に検討されることが望ましいと考える。

ただし、上記【視点①～④】に当てはまらないものであっても、国民生活に密着した身近な行政課題や急に発生した国民の関心の高い社会事象に行政の対応が求められているものなど、行政評価局調査を行うことが適当と考えられる場合には、これを実施することが必要であると考え。

また、上記視点に照らして選定したテーマについても、選定後の状況の変化を踏まえて見直すことが必要であると考え。

4. テーマ検討に当たっての考え方の見直し

3. の視点①及び視点②において焦点を当てる事項並びに視点③及び視点④において取り上げていく分野については、3～5年程度が経過した後に、当審議会として、その時点において要請されている課題・問題点を踏まえて見直すこととする。

また、上記四つの視点や本考え方の枠組み自体についても、行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じてその在り方を見直すこととする。